大阪市規則第105号

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給及び昇給等の基準に関する規則(昭和59年大阪市規則第15号)の一部を次のように 改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

2掲げる対象規定で改止前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。		
改正後	改正前	
(勤怠による基準昇給号給数の調整)	(勤怠による基準昇給号給数の調整)	
第13条 [略]	第13条 [同左]	
2 前項各号の休職等の事由は、次に掲げる	2 [同左]	
事由とする。		
[(1)~(9) 略]	[(1)~(9) 同左]	
<u>10</u> 育児休業法第19条第1項に規定する部	[新設]	
分休業(1日単位のものに限る。以下「育		
児部分休業」という。)		
<u>(11)</u> ~ <u>(14)</u> [略]	<u>(10)</u> ~ <u>(13)</u> [同左]	
(復職時等における号給の調整)	(復職時等における号給の調整)	
第24条 休職を命ぜられ、若しくは法第55条	 第24条 休職を命ぜられ、若しくは法第55条	

第24条 休職を命ぜられ、若しくは法第55条 の2第1項ただし書に規定する許可(以下 「専従許可」という。)を受けた職員が復職 し、自己啓発等休業をしている職員、配偶 者同行休業をしている職員、派遣を命ぜら れた職員、育児休業をしている職員若しく は育児部分休業をしている職員が職務に復 帰し、又は病気休暇(連続して7日以上の ものに限る。)、介護休暇、就業禁止若しく はやむを得ない事由によるものとして総務

第24条 休職を命ぜられ、若しくは法第55条 の2第1項ただし書に規定する許可(以下 「専従許可」という。)を受けた職員が復職 し、自己啓発等休業をしている職員、配偶 者同行休業をしている職員、派遣を命ぜら れた職員若しくは育児休業をしている職員 が職務に復帰し、又は病気休暇(連続して 7日以上のものに限る。)、介護休暇、就業 禁止若しくはやむを得ない事由によるもの として総務局長が定める欠勤のため勤務し 局長が定める欠勤のため勤務しなかつた職 員が再び勤務するに至つた場合において、 他の職員との均衡上必要があると認められ るときは、休職を命ぜられた期間、専従許 可の有効期間、自己啓発等休業をした期間、 配偶者同行休業をした期間、派遣を命ぜら れた期間、育児休業をした期間、育児部分 休業をした期間、休暇の期間、就業禁止の 期間又は欠勤のため勤務しなかつた期間を 別表第5に定める換算率により換算して得 た期間を引き続き勤務したものとみなし て、復職し、職務に復帰し、若しくは再び 勤務するに至つた日(以下「復職等の日」 という。) 及び復職等の日後における最初の 昇給日又はそのいずれかの日に、総務局長 の定めるところにより、昇給の場合に準じ てその者の号給を調整することができる。

別表第5 (第24条関係)

休職等の期間	換算率
[略]	
[育児休業をした期間]	[略]
育児部分休業をした期	3分の3以
<u>間</u>	<u>下</u>
[略]	

なかつた職員が再び勤務するに至つた場合 において、他の職員との均衡上必要がある と認められるときは、休職を命ぜられた期 間、専従許可の有効期間、自己啓発等休業 をした期間、配偶者同行休業をした期間、 派遣を命ぜられた期間、育児休業をした期 間、休暇の期間、就業禁止の期間又は欠勤 のため勤務しなかつた期間を別表第5に定 める換算率により換算して得た期間を引き 続き勤務したものとみなして、復職し、職 務に復帰し、若しくは再び勤務するに至つ た日(以下「復職等の日」という。)及び復 職等の日後における最初の昇給日又はその いずれかの日に、総務局長の定めるところ により、昇給の場合に準じてその者の号給 を調整することができる。

別表第5 (第24条関係)

休職等の期間	換算率	
[同左]		
[育児休業をした期間]	[同左]	
[新設]		
[同左]		

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(令和7年9月30日掲示済)